

瀬戸内市監査委員公表第2号

平成28年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

平成28年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市教育委員会教育長からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月7日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 馬 場 政 教

所管部署	教育委員会社会教育課
意見（要望事項）	措置の内容
<p>成人式の案内通知に係る封書について、経済的な郵便料金制度の適用を受けていないことは、効率性、経済性の観点から改善する必要があると認められる。</p>	<p>6月案内文…葉書にて送付。郵送時の割引制度はない。 11月案内文…封書で市内宛送付分は、郵便区内特別郵便物制度により割安で送付している。（100通以上市内送付が対象）</p>
<p>予算の執行に当たっては、年度中に必要数量を計画的に購入し、かつ、使用することが基本であって、切手等の有価証券を大量に年度末に購入し、翌年度に繰り越すことは、会計年度独立の原則の趣旨を逸脱するものと考えられる。したがって、切手等の購入に当たっては必要数量を適切に把握し、大量の残高を翌年度に繰り越すことのないよう改善する必要があると認められる。</p>	<p>改善済み。必要に応じて適宜購入をしている。</p>